

申第26号に対する窓口説明 組合掲示物の不当撤去について 会社が団体交渉開催を拒否! 基本協約締結期間中は議論しない?! 基本協約の一方的解釈をやめろ!

1月31日、申第26号「組合掲示物の不当撤去に対する抗議と団体交渉開催の申し入れ」の取り扱いについて会社窓口から説明がありました。

会社は「団体交渉を開催する考えはない」とし、理由については「基本協約改訂交渉で議論してきたことであり、貴側は基本協約（案）を妥結したのだから締結中は議論しない」と説明しました。本部は「妥結とは全てを良しとして認めるものではない」「協約の解釈が労使で一致していないのだから、団交で議論するべきだ」と団体交渉の開催を強く迫りましたが、会社は、「貴側は妥結した。基本協約締結中は議論しない」と頑なに団体交渉を開催することを拒みました。

これは労働組合が基本協約について妥結・締結したことを盾にして、会社が一方的に基本協約を解釈し、それを労働組合に押し付けるという支配介入です。本部は、このような会社の一方的な姿勢を許さず、会社に対し粘り強く開催を求めましたが不誠実な対応に終始したため対立を確認しました。

組合掲示物の不当撤去に対する抗議と団体交渉開催の申し入れ

1月15日新幹線関西地方本部において、各分会が組合掲示板に掲示した『情報』を、会社が一方的に「協約違反」として不当撤去したことについて、本部は1月16日の幹事間折衝で人事部勤労課石原担当課長に抗議した。石原担当課長は「苦情処理会議の内容に関する記述があったので撤去通告を行い、従わなかったため撤去した」と回答し、さらに17日には本部へ「ホームページに苦情処理会議の内容に関する情報が掲載されているので削除すること」と通告を行った。

会社はこの間、労働組合と労働協約の解釈について認識が一致していないにもかかわらず

らず、くり返し組合掲示物の不当撤去を行っている。これは会社による労働組合への介入であり、会社が労働組合に対して労働協約の解釈を一方的に押しつけるものである。

組合掲示物の不当撤去に抗議すると同時に、あらためて労働協約の解釈を巡り、下記の通り申し入れるので速やかに団体交渉を開催すること。

記

1. 新幹線関西地本内の各分会に対し、くり返し行った組合掲示物の不当撤去と、J R 東海労中央本部に対して行ったホームページへの介入について、嚴重に抗議する。
2. 労働協約の解釈を巡り認識の一致に向け団体交渉を速やかに開催すること。

以 上

会社説明

会社としては団体交渉を開催する考えはない。

理由として、貴側とは基本協約改訂において、苦情処理会議に関するこれまでの労使慣行や、会社見解を繰り返し説明し十分に議論を重ねてきた。この議論を経て、会社が提示した基本協約の案に妥結の意思を示し、基本協約の締結に至ったものであるから、協約締結期間中に再度同じ議論を繰り返す必要はない。

主なやり取り

組合：基本協約の解釈に相違があるのだから団体交渉で議論するべきではないか。

会社：貴側は基本協約について妥結し締結したのだから、1年間はこの協約に従わなくてはならない。

組合：それでは1年間は協約に関する問題があっても、会社にもものがいえないということか。

会社：そうは言っていない。情勢の変化などにより変えることもある。

組合：ならば議論するべきではないか。

会社：この件は改訂交渉時に会社の考え方や条文の理解について、十分説明した。

組合：対立のままではないか。組合側の主張は全く通らないではないか。

会社：それでも貴側は妥結し、調印したのだから1年間は基本協約を守らなくては行けない。

組合：妥結とは全てを良しとして認めたわけではない。これからも問題点があれば申し入れていく。

会社：妥結しながら基本協約を守らないことがあるということか。

組合：守らないとは言っていない。問題点があっても妥結することはあるということだ。認識が違う。

会社：議論することは否定しないが、今は議論する時期ではない。

組合：組合側の主張が受け入れられていないから申し入れているのだ。

会社：貴側が歩み寄れば良いではないか。妥結し基本協約を締結している間は守らなくてはいけない。団体交渉を開催する考えはない。

組合：対立を確認する。

以 上